

高畠町消防団組織活性化計画

令和6年3月策定

1. 基本的事項

(1) 策定の趣旨

高畠町消防団は町内6地区にそれぞれ分団を配置し、地域防災の要として活動しています。火災予防や火災発生時の消火活動のほか、近年多発する大規模な豪雨災害での避難誘導活動などにおいて大きな役割を果たしており、住民から厚い信頼を得ています。しかしながら、昨今の少子高齢化の進展や被雇用団員の増加、勤務形態の多様化などの社会情勢の変化により消防団員の確保が難しい状況となっています。

本計画は、消防団を取り巻く現状と課題を明確にした上で、今後予想される状況の変化にも対応できる組織体制に再編するとともに、消防団の活動資機材及び施設の整備計画を策定することにより、町の主要政策に掲げる安全・安心なまちづくりに寄与することを目的として策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、高畠町が策定する「第6次高畠町総合計画」、「高畠町公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」並びに常備消防組織である置賜広域行政事務組合消防本部が策定する「置賜広域行政事務組合消防10か年整備計画」との整合を図り、消防団組織強化と活動基盤の充実に向けた計画と位置付けます。

(3) 計画の期間

本計画は、将来的な消防体制における施設維持などを見据え、「置賜広域行政事務組合消防10か年整備計画」の計画期間に準じ、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間と位置づけ、計画を推進するものとします。

本計画については、計画期間の途中にあっても、社会情勢の変化等に対応しながら見直しを行うものとします。

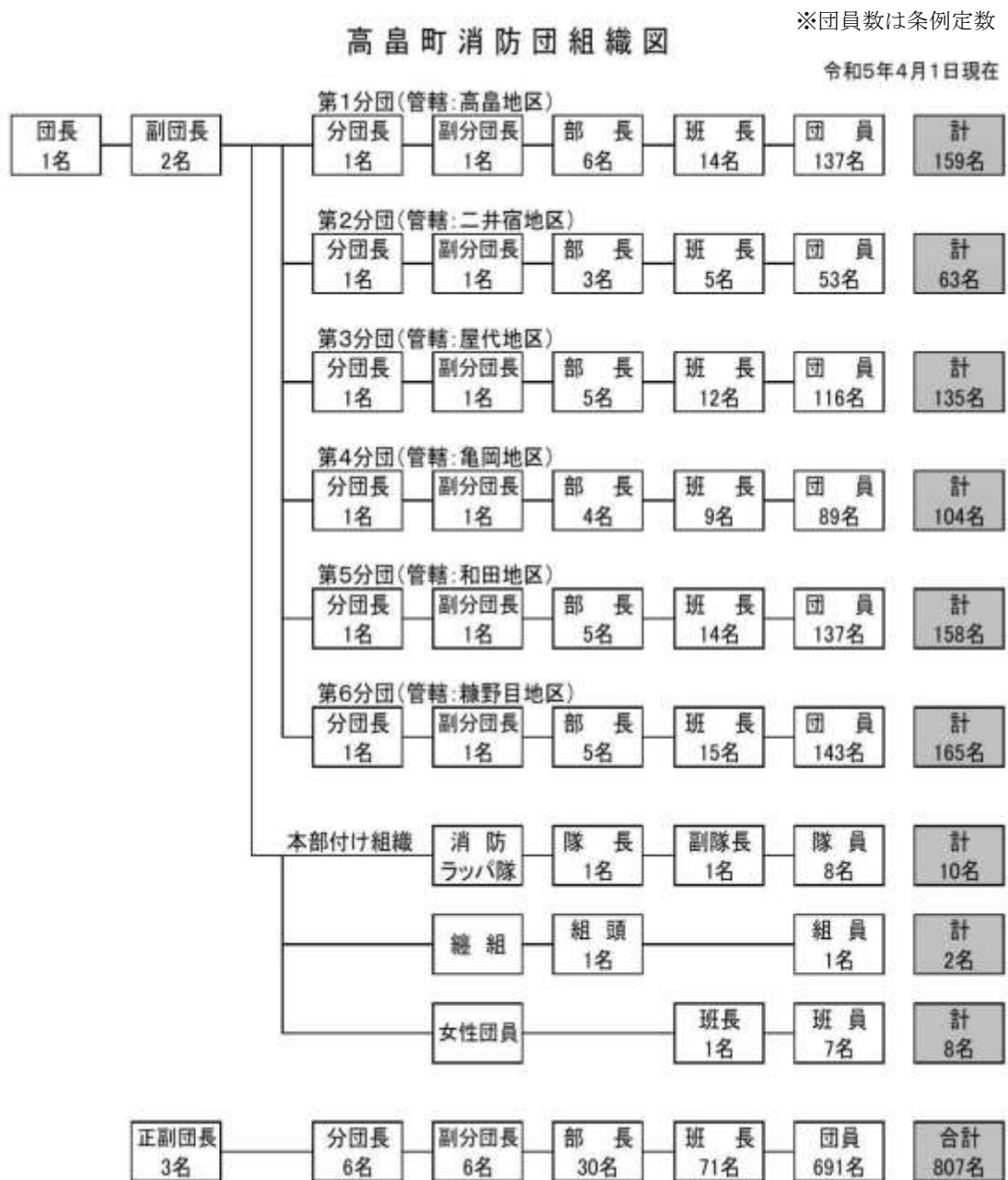
2. 消防団の現状と課題

(1) 消防団の組織と配置

高島町消防団は、団本部と6つの分団により組織されています。

団本部は、団長、副団長、纏組、ラッパ隊及び本部付け女性団員で構成しており、消防団組織全体を統括しています。

各分団は、学区単位や地区活動単位とほぼ同じ6つの地区をそれぞれ管轄しており、通常の消防団活動は分団を組織する部・班単位で行われています。



(2) ポンプ庫及び配備ポンプの状況

(※ポンプ種別は、自動車ポンプを自ポ、小型ポンプ付き積載車を積載、小型ポンプを小型と略記。以下同じ。)

所属	所在	ポンプ庫		ポンプ		摘 要
		建築年度	構造	種別	配備年度	
1-1-1	大町	H29	木造	自ポ	H29	
1-2-1	横町	H17	木造	小型	H15	
1-2-2	北目	H14	木造	積載	H14	
1-3-1	荒町	S32	木造	小型	H25	
1-3-2	元町	S39	木造	小型	H26	
1-3-3	旭町	S61	木造	小型	H24	
1-4-1	泉岡	S47	木造	小型	H23	
1-4-2	飯森	S57	木造	小型	R4	
1-4-3	高安	S62	CB 造	小型	H19	
1-5-1	熊の前	H30	木造	積載	H28	
1-5-2	駄子町	S51	CB 造	小型	H21	
1-6-1	安久津	S44	木造	小型	H22	
1-6-2	鳥居町	H11	木造	小型	H17	
1-6-3	御入水	S47	木造	小型	H29	
2-1-1	上駄子町	H13	木造	自ポ	H23	
2-2-1	下宿	H5	木造	小型	H14	
2-2-2	筋	S28	石造	小型	H13	
2-3-1	中	H17	木造	積載	H11	
2-3-2	入	H11	木造	小型	H27	
3-1-1	竹森	R01	木造	自ポ	R1	
3-2-1	時沢	H4	木造	積載	R2	
3-2-2	日向	H18	木造	小型	R3	
3-2-3	細越	S13	木造/石造	小型	H28	
3-3-1	根岸	S29	木造	小型	H30	
3-3-2	大新	S31	木造	小型	R2	
3-3-3	西館	S52	木造	小型	H14 (H2)	破損代替
3-4-1	東本町	H24	木造	小型	H18	
3-4-2	川沼	S31	木造	小型	R5	
3-5-1	屋代山崎	H2	木造	小型	R4	
3-5-2	相森	H21	木造	小型	H22	
3-5-3	三条目	S46	木造	小型	H24	
4-1-1	亀岡 2	H25	木造	自ポ	H25	
4-2-1	亀岡 1	S57	木造	小型	R5	
4-2-2	亀岡 4	H26	木造	小型	H28	
4-3-1	入生田南	S56	木造	小型	H30	
4-3-2	入生田西	S47	木造	小型	H13	

4-3-3	入生田北	S52	木造	小型	R2	
4-3-4	船橋	S40	CB 造	小型	H13	
4-4-1	露藤中	S52	木造	積載	R4	
4-4-2	中島	S56	木造	小型	R1	
5-1-1	中和田	H27	木造	自ボ	H27	
5-1-2	北和田	S40	木造	小型	H29	
5-2-1	豊後屋敷	H23	木造	小型	H20	
5-2-2	窪	S48	木造	小型	H12	
5-2-3	稲子原	S56	木造	小型	H16	
5-3-1	太田	R01	木造	積載	H15	
5-3-2	前田	S40	木造	小型	R2	
5-4-1	大倉小屋	S59	木造	積載	H30	
5-4-2	二ツ橋	S50	木造	小型	H22	
5-4-3	新町	H21	木造	小型	R3	
5-5-1	馬頭	S62	木造	小型	H25	
5-5-2	佐沢下	H28	木造	小型	H26	
5-5-3	南佐沢	S55	木造	小型	H15 (H8)	破損代替
5-5-4	佐沢上	S42	木造	小型	H23	
6-1-1	沢口	S56	木造	自ボ	H22	
6-1-2	下町	H3	木造	小型	H19	
6-1-3	西町	H22	木造	小型	H14	
6-2-1	石岡	S57	CB 造	小型	H13	
6-2-2	津久茂	S36	木造	小型	R5	
6-2-3	夏刈	S26	木造	小型	R3	
6-3-1	本町	S46	木造	小型	H27	
6-3-2	駅前	S35	木造	小型	R1	
6-3-3	元山崎	H16	木造	小型	H12	
6-4-1	上平柳	S30	木造	小型	R4	
6-4-2	蛇口	S35	木造	小型	H30	
6-4-3	共栄	S36	木造	小型	H15 (H10)	破損代替
6-5-1	仲町	H12	木造	積載	H12	
6-5-2	上町	S58	CB 造	小型	H28	
6-5-3	三軒屋	H21	木造	小型	H26	

(3) 消防団定員に対する充足状況

※世帯数、人口、団員数は令和5年10月1日現在

・団全体

所属	配 属 等	団員数	
		定員	実数
本部	団長・副団長・専任まとい組・専任ラッパ隊・女性団員	23	10
第1分団	6部14班	159	89
第2分団	3部5班	63	44
第3分団	5部12班	135	118
第4分団	4部9班	104	92
第5分団	5部14班	158	145
第6分団	5部15班	165	128
計		807	626

・分団ごと

分団	部	班	種別	管 轄			団員数	
				集 落	世帯	人口	定員	実数
1 分 団	1部	1班	自ポ	大町一, 大町二, 大町三	302	815	15	8
	2部	1班	小型	横町, 桜木町, 幸町一, 幸町二, 幸町三, 弥生町, 北目	798	2,126	10	5
		2班	積載				13	7
	3部	1班	小型	荒町一, 荒町二	83	223	10	5
		2班	小型	元町, 元町三	135	370	10	5
		3班	小型	旭町	96	260	10	4
	4部	1班	小型	泉岡	127	382	10	6
		2班	小型	飯森, 塩森	64	189	10	4
		3班	小型	高安	54	171	10	4
	5部	1班	積載	熊の前, 新田, 湯在家	78	224	13	7
		2班	小型	下駄子町, 蛭沢, 入蛭沢	92	268	10	5
	6部	1班	小型	安久津一, 安久津二, 緑町	195	582	10	8
		2班	小型	鳥居町	93	236	10	5
		3班	小型	御入水, 青葉町, 小郡山	229	651	10	8
	分団長、副分団長、部長						8	8
	分団計						159	89
2 分 団	1部	1班	自ポ	上駄子町	43	128	15	6
	2部	1班	小型	下宿, 上宿, 弁天前	82	222	10	9
		2班	小型	田沢, 筋	73	205	10	10
	3部	1班	積載	中	45	127	13	7
		2班	小型	入	32	94	10	7
	分団長、副分団長、部長						5	5
	分団計						63	44

3 分 団	1 部	1 班	自ボ	竹上, 竹中, 竹向, 竹下, 山越	179	545	15	15	
	2 部	1 班	積載	時沢, 野手倉	87	297	13	10	
		2 班	小型	大笹生, 日向, 細越	98	306	10	12	
		3 班	小型				10	6	
	3 部	1 班	小型	根岸	106	307	10	8	
		2 班	小型	深上, 西館, 中組, 砂押, 大新, 中才	263	788	10	9	
		3 班	小型				10	6	
	4 部	1 班	小型	東本町, 西本町, 館の内, 糞町, 川沼	285	833	10	13	
		2 班	小型				10	9	
	5 部	1 班	小型	相森, 三条目, 山崎, 柏木目	358	1, 044	10	6	
2 班		小型	10				11		
3 班		小型	10				6		
分団長、副分団長、部長							7	7	
分団計							135	118	
4 分 団	1 部	1 班	自ボ	亀岡一, 亀岡二, 亀岡三, 文殊ヶ丘	124	393	15	13	
	2 部	1 班	小型				10	10	
		2 班	小型	亀岡四	46	145	10	9	
	3 部	1 班	小型	入生田南	56	168	10	10	
		2 班	小型	入生田西	68	186	10	11	
		3 班	小型	入生田北	83	214	10	6	
		4 班	小型	船橋	50	169	10	9	
	4 部	1 班	積載	露藤上, 露藤中, 露藤下	97	320	13	11	
		2 班	小型	中島南, 中島北	63	221	10	7	
	分団長、副分団長、部長							6	6
分団計							104	92	
5 分 団	1 部	1 班	自ボ	中和田東部, 中和田西部	102	306	15	15	
		2 班	小型	元和田北	53	157	10	9	
	2 部	1 班	小型	上和田第一, 上和田第二, 上和田第三	163	477	10	12	
		2 班	小型				10	8	
		3 班	小型	川北下, 川北上			10	15	
	3 部	1 班	積載	両組, 海上小倉, 立石	123	368	13	10	
		2 班	小型				10	5	
	4 部	1 班	積載	下和田 12, 下和田南	107	315	13	11	
		2 班	小型	下和田北	53	180	10	9	
		3 班	小型	元和田西	51	154	10	5	
	5 部	1 班	小型	馬頭東, 馬頭西	96	285	10	11	
		2 班	小型	佐沢下	44	133	10	8	
		3 班	小型	南佐沢	29	82	10	8	
		4 班	小型	佐沢上	53	169	10	12	
	分団長、副分団長、部長							7	7
	分団計							158	145

6 分 団	1 部	1 班	自ボ	沢口	277	671	15	10
		2 班	小型	下町	279	745	10	9
		3 班	小型	西町	205	446	10	8
	2 部	1 班	小型	石岡, 中瀬	109	301	10	9
		2 班	小型	津久茂	75	205	10	9
		3 班	小型	夏刈	63	171	10	10
	3 部	1 班	小型	本町	227	653	10	6
		2 班	小型	駅前	198	460	10	11
		3 班	小型	元山崎, 上山崎, 若葉平, 駅前団地	299	913	10	5
	4 部	1 班	小型	上平柳	49	163	10	6
		2 班	小型	蛇口	31	94	10	6
		3 班	小型	共栄	59	181	10	5
	5 部	1 班	積載	仲町, 宮町, 家中	112	335	13	10
		2 班	小型	上町	67	189	10	7
		3 班	小型	三軒屋, 小其塚	74	184	10	10
	分団長、副分団長、部長						7	7
	分団計						165	128

(4) 常備消防が各地域に到達するまでの時間

比較的遠距離の地域のみを表示

大字	距 離	到達時間	管轄する分団・部
金原	7 k m	1 2 分	第 1 分団第 5 部
二井宿	1 4 k m	1 5 分	第 2 分団
時沢	7 k m	1 5 分	第 3 分団第 2 部
深沼	5 k m	1 0 分	第 3 分団第 3 部
入生田	1 0 k m	1 5 分	第 4 分団第 3 部
露藤	7 k m	1 0 分	第 4 分団第 4 部
中島	8 k m	1 3 分	第 4 分団第 4 部
上和田	1 4 k m	2 1 分	第 5 分団第 2 部、第 3 部
佐沢	1 0 k m	1 8 分	第 5 分団第 5 部
夏茂	6 k m	1 2 分	第 6 分団第 2 部
蛇口	1 1 k m	1 5 分	第 6 分団第 4 部
小其塚	1 0 k m	1 6 分	第 6 分団第 5 部

※ 1 救急地区別時間調査による。

※ 2 距離は、高島消防署からの距離とする。

※ 3 到達時間は、覚知から現場までの所要時間とする。

(5) 消防団組織の課題

ア 消防団員の確保

中山間地域を中心に若年層の流出と高齢化が進展しており、消防団活動を担う人材の不足が顕著となっています。一方、宅地造成などにより若い世代の住宅が

増えるとともに、防火対象となる建物が増加する地域があるなど、必ずしも適正な部・班編成となっていない状況です。また、地域活動に対する意識の希薄化により、全体的に団員の確保が困難となっています。

また、被雇用者団員の増加や勤務形態の多様化により、日中の時間帯の災害出動が困難な団員も増えており、消防団員が活動しやすい環境づくりが課題となっています。

イ 消防ポンプ庫の老朽化

消防団のポンプ庫のうち、30棟が現行の耐震基準（昭和56年6月1日改正）前に建てられており、震度6強以上の地震が発生した場合に、甚大な被害を受けるおそれがあるため、計画的な更新が必要となっています。また、築30年を超えるポンプ庫が46棟あり、施設の老朽化に伴い、維持管理における負担増加が危惧されています。

ウ 配備資機材の確保・近代化対応

消防団に配備されている資機材については、「装備の基準」に基づき整備し、消防団活動における安全確保を図るとともに、災害対応能力の向上に努めなければなりません。また、近年、増加している水害や土砂災害における対応能力の向上を図るため、資機材搬送車両の確保・情報共有ツールの整備が課題となっています。

エ 若年層の価値観の変化

一般に若年層の価値観が、より家庭やプライベートを優先する方向に変化してきていると言われています。団活動は厳しく負担が重い、またはそのようなイメージは、変化する世帯構成・就労形態や、若年層の価値観に合わないものであり、若年層の消防団の加入意欲の低下につながっているとの指摘もあります。

オ 自主防災組織との連携

地域の防災力を高めるためには、地域住民の自主的な活動が不可欠です。地域住民が防災活動に参加する自主防災組織は、現在、町内のほとんどの地域で結成され、世帯数ベースでの組織率は98%を超えています。担い手の減少が課題となっている消防団と自主防災組織の連携は、平常時・災害発生時を問わず重要となっています。

3. 消防団の充実強化に向けた取り組み

(1) 消防団に期待される役割の実践

消防団に期待される役割を認識し、これらを実践することで地域住民に信頼される組織を目指します。

ア 身近な防災リーダー

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づいて設置されている消防機関です。消防本部や消防署（常備消防組織）の所轄の下、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います。

イ 大規模災害対応

大規模な災害が発生した場合には、その被害を最小限に抑えるため、常備消防組織や町災害対策本部と連携しながら、地域に密着した活動を行います。

ウ 地域コミュニティの中核

少子高齢化の進展などにより地域が抱える課題が多様化する中、消防団の地域密着性を生かして地域コミュニティ活動に積極的に関わることで、地域づくりの担い手として活動します。

(2) 消防団組織の再編基準の設定

消防団の活動単位である班ごとの団員数の減少により、災害時の出動体制が維持できなくなる恐れがあることから、団員配置の基本的方針を次のとおり定め、その人数を確保することにより災害対応力の確保を図ります。

ア 消防団員の配置

消防団員の総数は、「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」において地域実情に応じ業務を円滑に遂行するために必要な人数を配置するものとされています。組織の再編に伴う定数の設定にあっては、常備消防による対応状況等も鑑み、適切な人員体制となるよう検討します。

イ 消防ポンプの運用に必要な人数（班ごとの定員数）の設定

「消防力の整備指針」に基づくポンプの運用人数に、交代要員と補助要員（安全確保要員）を加えて、下記の人数をポンプ種別ごとの定員数とします。

種別	運用人数	交代要員	補助要員	定員数
自動車ポンプ	5人	5人	2人	12人
小型ポンプ付積載車	4人	4人	2人	10人
小型ポンプ	4人	4人	1人	9人

ウ 再編統合の対象とする班の基準

班ごとの団員数がポンプの運用人数に満たない班については、計画期間内であっても、隣接する班との統合を検討します。

エ 町全体の団員数（条例定員）内での全体調整

高島町消防団全体での団員の確保に資するため、分団内及び分団間の団員数を全体で調整し、班ごとの定員超過については柔軟に対応するものとします。

(3) 消防団組織の統廃合

この度設定した再編基準に基づいて各分団において検討を行い、令和7年4月1日から次の部・班について組織の再編を行うこととしました。

<団本部>

- ・専任まとい組、専任ラッパ隊、女性団員を合わせた総数を10名とします。

<第1分団>

- ・第2部内の2つの班を1つの班に統合します。
- ・第3部内の3つの班を1つの班に統合します。

部	班	種別	管轄地区		部	班	種別	管轄地区
2部	1班	小型	横町, 桜木町, 幸町一, 幸町二, 幸町三, 弥生町, 北目	➡	2部	1班	積載	横町, 桜木町, 幸町一, 幸町二, 幸町三, 弥生町, 北目
	2班	積載						
3部	1班	小型	荒町一, 荒町二	➡	3部	1班	小型	荒町一, 荒町二, 元町, 元町三, 旭町
	2班	小型	元町, 元町三					
	3班	小型	旭町					

<第2分団>

- ・従前のとおり変更ありません。

<第3分団>

- ・第2部第3班を第3部第1班に統合します。

部	班	種別	管轄地区
2部	1班	積載	時沢, 野手倉
	2班	小型	大笹生, 日向
	3班	小型	細越
3部	1班	小型	根岸
	2班	小型	深上, 西館, 中組,
	3班	小型	砂押, 大新, 中才

➡

部	班	種別	管轄地区
2部	1班	積載	(変更なし)
	2班	小型	大笹生, 日向
3部	1班	小型	根岸, 細越
	2班	小型	(変更なし)
	3班	小型	

<第4分団>

- ・従前のとおり変更ありません。

<第5分団>

- ・第2部第1班と第2班を統合し、第3班を第2班に改称します。
- ・第3部内の2つの班を1つの班に統合します。
- ・第5部第2班と第3班を統合し、第4班を第3班に改称します。

部	班	種別	管轄地区		部	班	種別	管轄地区
2 部	1 班	小型	上和田第一, 第二, 第三	➡	2 部	1 班	小型	上和田第一, 第二, 第三
	2 班	小型						
	3 班	小型	川北上, 川北下		2 班	小型	(班名のみ変更)	
3 部	1 班	積載	両組, 海上小倉, 立石		3 部	1 班	積載	両組, 海上小倉, 立石
	2 班	小型						
5 部	1 班	小型	馬頭東, 馬頭西		5 部	1 班	小型	(変更なし)
	2 班	小型	佐沢下			2 班	小型	佐沢下、南佐沢、佐沢上で 2 班編成
	3 班	小型	南佐沢					することで調整中
	4 班	小型	佐沢上			3 班	小型	

<第6分団>

- ・第1部内の3つの班を1つの班に統合します。
- ・第4部第3班を第5部第1班に統合します。

部	班	種別	管轄地区		部	班	種別	管轄地区
1部	1班	自ボ	沢口	➡	1部	1班	自ボ	沢口, 下町, 西町
	2班	小型	下町					
	3班	小型	西町					
4部	1班	小型	上平柳		4部	1班	小型	(変更なし)
	2班	小型	蛇口			2班	小型	(変更なし)
	3班	小型	共栄		5部	1班	積載	仲町, 宮町, 家中, 共栄
5部	1班	積載	仲町, 宮町, 家中			2班	小型	(変更なし)
	2班	小型	上町			3班	小型	(変更なし)
	3班	小型	三軒屋、小其塚					

【組織再編後の組織・管轄・定員】

・団全体

所属	配 属 等	団員定員
本部	団長・副団長・専任まとい組・専任ラッパ隊・女性団員	13
第1分団	6部11班	112
第2分団	3部5班	54
第3分団	5部11班	110
第4分団	4部9班	91
第5分団	5部11班	111
第6分団	5部12班	119
計		610

・分団ごと

団	部	班	種別	管轄集落	団員定数
1分団	1部	1班	自ボ	大町一, 大町二, 大町三	12
	2部	1班	積載	横町, 桜木町, 幸町一, 幸町二, 幸町三, 弥生町, 北目	10
	3部	1班	小型	荒町一, 荒町二, 元町, 元町三, 旭町	9
	4部	1班	小型	泉岡	9
		2班	小型	飯森, 塩森	9
		3班	小型	高安	9
	5部	1班	積載	熊の前, 新田, 湯在家	10
		2班	小型	下駄子町, 蛭沢, 入蛭沢	9
	6部	1班	小型	安久津一, 安久津二, 緑町	9
		2班	小型	鳥居町	9
		3班	小型	御入水, 青葉町, 小郡山	9
	分団長, 副分団長, 部長				8
	分団計				112
2分団	1部	1班	自ボ	上駄子町	12
	2部	1班	小型	下宿, 上宿, 弁天前	9
		2班	小型	田沢, 筋	9
	3部	1班	積載	中	10
		2班	小型	入	9
	分団長, 副分団長, 部長				5
	分団計				54
3分団	1部	1班	自ボ	竹上, 竹中, 竹下, 竹向, 山越	12
	2部	1班	積載	時沢, 野手倉	10
		2班	小型	大笹生, 日向	9
	3部	1班	小型	根岸, 細越	9
		2班	小型	深上, 西館, 中組, 砂押, 大新, 中才	9
		3班	小型		9
	4部	1班	小型	東本町, 西本町, 館の内, 糒町, 川沼	9
		2班	小型		9
	5部	1班	小型	相森, 三条目, 山崎, 柏木目	9
		2班	小型		9
		3班	小型		9
	分団長, 副分団長, 部長				7
	分団計				110

団	部	班	種別	管轄集落	団員定数	
4分団	1部	1班	自ボ	亀岡一, 亀岡二, 亀岡三, 文殊ヶ丘	12	
	2部	1班	小型		9	
		2班	小型	亀岡四	9	
	3部	1班	小型	入生田南	9	
		2班	小型	入生田西	9	
		3班	小型	入生田北	9	
		4班	小型	船橋	9	
	4部	1班	積載	露藤上, 露藤中, 露藤下	10	
		2班	小型	中島南, 中島北	9	
	分団長, 副分団長, 部長					6
分団計					91	
5分団	1部	1班	自ボ	中和田東部, 中和田西部	12	
		2班	小型	元和田北	9	
	2部	1班	小型	上和田第一, 上和田第二, 上和田第三	9	
		2班	小型	川北下, 川北上	9	
	3部	1班	積載	両組, 海上小倉, 立石	10	
	4部	1班	積載	下和田 12, 下和田南	10	
		2班	小型	下和田北	9	
		3班	小型	元和田西	9	
	5部	1班	小型	馬頭東, 馬頭西	9	
		2班	小型	佐沢下, 南佐沢, 佐沢上	9	
		3班	小型		9	
	分団長, 副分団長, 部長					7
	分団計					111
	6分団	1部	1班	自ボ	沢口, 下町, 西町	12
2部		1班	小型	石岡, 中瀬	9	
		2班	小型	津久茂	9	
		3班	小型	夏刈	9	
3部		1班	小型	本町	9	
		2班	小型	駅前	9	
		3班	小型	元山崎, 上山崎, 若葉平, 駅前団地	9	
4部		1班	小型	上平柳	9	
		2班	小型	蛇口	9	
5部		1班	積載	仲町, 宮町, 家中, 共栄	10	
		2班	小型	上町	9	
		3班	小型	三軒屋, 小其塚	9	
分団長, 副分団長, 部長					7	
分団計					119	

(4) 消防団施設及び装備の整備

ア ポンプ庫の更新・整備方針

老朽化の著しいポンプ庫については、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に改築を行います。特に、現行の耐震基準（昭和56年6月1日改正）以前に建築されたものについては、大きな地震により被災し消防ポンプが出動できなくなる事態を避けるため、優先的に改築を計画します。

イ ポンプ及び車両の更新・整備方針

(ア) 自動車ポンプ及び小型ポンプ付積載車

基本的に現配備体制（自動車ポンプ6台、小型ポンプ付積載車8台）を維持し、導入後概ね30年以内に更新する計画とします。

- ・本計画期間（令和5年度から令和14年度まで）における更新計画

更新年度	所 属	ポンプ種別	更新時経過年数
令和7年度	第2分団第3部	小型ポンプ付積載車	26年
令和9年度	第6分団第5部	小型ポンプ付積載車	27年
令和11年度	第1分団第2部	小型ポンプ付積載車	27年
令和13年度	第5分団第3部	小型ポンプ付積載車	28年

(イ) 小型ポンプ

上記以外の班には小型ポンプを配備する（全部で45台）ものとし、導入後概ね30年以内に更新する計画とします。

- ・本計画期間（令和5年度から令和14年度まで）における更新計画

更新年度	所 属	更新時経過年数
令和5年度	第3分団第4部第2班	24年
	第4分団第2部第1班	23年
	第6分団第2部第2班	24年
令和8年度	第6分団第3部第3班	26年
	第2分団第2部第2班	25年
	第4分団第3部第2班	25年
令和10年度	第4分団第3部第4班	27年
	第6分団第2部第1班	27年
	第3分団第3部第3班	38年
令和12年度	第2分団第2部第1班	28年
	第5分団第2部第3班	26年
	第1分団第6部第2班	25年
令和14年度	第3分団第4部第1班	26年
	第1分団第4部第3班	25年
	第5分団第2部第1班	24年

(ウ) 資機材搬送車

活動時に資機材を搬送する車両を配備します。本計画期間内にあつては、各分団1台ずつの配備計画とし、組織再編により活動範囲が広がった部・班に優先的に配備するものとします。

なお、現ポンプ庫に資機材搬送車が格納できない場合は、ポンプ庫の建て替えも計画します。

- ・本計画期間（令和５年度から令和１４年度まで）における整備計画

整備年度	所 属	摘 要
令和６年度	第１分団第３部第１班	再編により管轄地域が拡大
令和７年度	第３分団第３部第１班	再編により管轄地域が拡大
令和８年度	第５分団第２部第１班	再編により管轄地域が拡大
令和９年度	(未定)	
令和１０年度	(未定)	
令和１１年度	(未定)	

ウ 消防団の管理外となるポンプ庫の処分方針

本計画において消防団の管理外となるポンプ庫の処分については、地元自治会の意向を確認し、次のいずれかを検討するものとします。

- (ア) 自主防災組織のポンプ庫として使用
- (イ) 解体処分
- (ウ) 譲渡処分

エ 装備品の整備方針

「消防団の装備の基準（昭和６３年消防庁告示第３号）」に基づき、計画的に装備の充実を図り、活動時の安全確保と災害対応能力の向上に努めます。

（５）出動体制の見直し

火災発生時の被害軽減、延焼被害の防止のためには、早期の出動対応が重要となります。組織の再編により管轄区域が広がる班がある分団にあっては、その出動体制について見直しを行います。また、近隣分団からの増援についても全体的に見直しを行い、適切な出動体制を確立します。

（６）本部機能の強化

団長及び副団長は、団本部として消防団全体を総括し、分団間連携を円滑に行うことができるよう指揮監督する役割を担います。

本部付け組織として活動する女性消防団員や纏組、ラッパ隊については、その活動内容について随時見直しを行い、火災予防や応急手当の普及活動、住民に対する防災教育、消防団員の確保の取り組みなどの活動を強化します。

（７）常備消防との連携の強化

置賜広域行政事務組合高畠消防署との連携を更に強化し、消防団の地域に密着した組織力と常備消防の装備と技術力を合わせることで、地域消防体制を確立し、地域住民の安全・安心を確保します。

（８）消防団活動に対する応援体制の確立

消防団員が災害時の出動や訓練、防災活動を行うためには、消防団員の家族や勤務先などの理解が不可欠です。消防団員の活動環境を確保するための下記事業を積極的に展開し、地域ぐるみの応援体制を確立します。

ア 年額報酬・出動報酬の支給

国が定める基準に基づく支給をおこないます。

イ 消防団協力事業所表示制度

事業所に勤務する消防団員が消防団活動をしやすい環境をつくるために総務省消防庁が定めた「消防団協力事業所表示制度」に基づき、消防団活動に協力いただいている事業所には消防団協力事業所表示証を交付しています。

今後、協力事業所に対する優遇制度の拡充を検討し、消防団協力事業所を増やす取り組みを進めます。

ウ やまがた消防団応援事業所の募集

山形県では、消防団活動を盛り上げるため、「やまがた消防団応援事業所」として特典やサービスを提供いただけるお店を募集しています。町内事業所に対し、「やまがた消防団応援事業所」の取り組みへの協力要請を積極的に行います。

エ 高畠町消防団員応援制度

高畠町独自の消防団員応援制度を検討し、消防団員が活動しやすい環境づくりを推進します。